

新旧対照表

改 正 後	現 行
高知県漁船導入支援事業費補助金交付要綱	高知県漁船導入支援事業費補助金交付要綱
第1～17条【省略】	第1～17条【省略】
附 則 【省略】	附 則 【省略】
<u>附 則</u> <u>この要綱は、令和6年4月1日から施行する。</u>	<u>(追加)</u>
別表第1（第3条関係）	別表第1（第3条関係）
補助対象経費	補助率等
【省略】	<p>【補助率】 20分の1以内。ただし、新規漁業就業者（※3）、<u>大型定置網経営体（※2）及び新規漁場において養殖を開始しようとする者（※4）</u>を対象とする場合は10分の1以内とする。</p> <p>【補助上限額】 1中核的漁業者当たり250万円。ただし、大型定置網経営体（※2）<u>及び新規漁場において養殖を開始しようとする者（※4）</u>は500万円とする（※5）。</p> <p>【申請可能隻数】【省略】</p>
補助対象経費	補助率等
【省略】	<p>【補助率】 20分の1以内。ただし、新規漁業就業者（※3）<u>及び</u>大型定置網経営体（※2）を対象とする場合は10分の1以内とする。</p> <p>【補助上限額】 1中核的漁業者当たり250万円。ただし、大型定置網経営体（※2）は500万円とする（※4）。</p> <p>【申請可能隻数】【省略】</p>

新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>※1～※3 【省略】</p> <p>※4 「新規漁場において養殖を開始しようとする者」とは、以下の全てを満たす者とする。</p> <p>(ア) 令和5年度高知県養殖漁場候補地調査委託業務により養殖適地として選定された海面（令和6年4月1日時点において区画漁業権が設定されている海面を除く。以下「新規漁場」という。）において養殖を営もうとする者</p> <p>(イ) 新規漁場において1億円以上の生産額が見込まれる者</p> <p>(ウ) マーケットイン型養殖業に取り組む者</p> <p>a. 本要綱におけるマーケットイン型養殖業とは、需要の量・質の情報を能動的に入手し、需要に応じた計画的な生産を行う養殖業とする</p> <p>b. 生産額及びマーケットイン型養殖業への取組の計画については、別に定める様式により知事に提出すること</p> <p>※5 令和4年度以降において、高知県漁船導入支援事業費補助金若しくは高知県水産業成長産業化沿岸地域創出事業費補助金又はその両方の交付を受けた場合は、その交付額の合計を250万円（ただし、大型定置網経営体及び新規漁場において養殖を開始しようとする者は500万円）から減額した額を補助上限額とする。</p>	<p>※1～※3 【省略】</p> <p>(追加)</p> <p>※4 令和4年度以降において、高知県漁船導入支援事業費補助金若しくは高知県水産業成長産業化沿岸地域創出事業費補助金又はその両方の交付を受けた場合は、その交付額の合計を250万円（ただし、大型定置網経営体は500万円）から減額した額を補助上限額とする。</p>